

図柄ナンバープレート(秋田版)イラスト使用許諾取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別記図柄ナンバープレート(秋田版)のイラスト（以下「イラスト」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(イラストの使用に関する権利)

第2条 イラストの使用に関する一切の権利は、県に帰属する。

(使用の範囲)

第3条 イラストは、次のいずれにも該当しない場合に使用することができる。この場合において、イラストの使用に当たっては、イラストの品位及び尊厳の保持に努めなければならない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するおそれがある場合
- (2) 県の信用又は品位を害するおそれがある場合
- (3) 第三者の利益を害するおそれがある場合
- (4) 特定の個人、団体、法人（県を除く。）若しくは商品等を支援し、若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがある場合。ただし、県のPRに特に効果があると秋田県観光文化スポーツ部交通政策課長（以下「課長」という。）が認める場合は、この限りでない。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに使用されるおそれがある場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又はその広告等を使用される場合
- (7) イラストの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがある場合
- (8) 図柄ナンバープレート(秋田版)のイメージを損なうおそれがある場合
- (9) その他課長がイラストの使用が適当でないと認める場合

(使用の許諾の申請等)

第4条 前条各号のいずれにも該当しない場合でも、営利を目的としてイラストを使用する場合は、あらかじめ課長の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾（以下「許諾」という。）を受けようとする者は、使用許諾申請書（様式第1号）を課長に提出しなければならない。

3 課長は、許諾の申請をした者に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(許諾の手続)

第5条 課長は、申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が第3条各号のいずれにも該当しないと認めるときに限り、許諾をするものとする。

2 課長は、許諾には、イラストの使用方法等について、必要な条件を付与することができる。

3 許諾の期間は、許諾の日から1年を超えないものとする。

4 許諾は、使用許諾書（様式第2号）によるものとする。

5 課長は、許諾を行わない場合は、使用不許諾通知書（様式第3号）により当該申

請をした者に通知するものとする。

(許諾を受けた者の遵守事項)

第6条 許諾を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) イラストの使用に当たっては、許諾を受けた内容に限ること。
- (2) 許諾を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) その他課長の指示に従うこと。

(許諾内容の変更の申請)

第7条 使用者は、許諾の内容を変更しようとするときは、あらかじめ課長の許諾を受けなければならない。

- 2 第4条(第1項を除く。)から前条までの規定は、前項の許諾(以下「変更の許諾」という。)について準用する。この場合において、第4条第2項中「使用許諾申請書(様式第1号)」とあるのは「使用許諾変更申請書(様式第4号)」と、第5条第4項中「使用許諾書(様式第2号)」とあるのは「使用変更許諾書(様式第5号)」と読み替えるものとする。
- 3 事前に変更内容を協議し、課長が軽微な変更と認めた場合は、前項の手続きを省略することができる。
- 4 変更の許諾をした場合の変更後の許諾期間は、変更前の許諾期間の終期までとする。

(許諾の取消し)

第8条 課長は、使用者がこの要領又は許諾若しくは変更の許諾の内容に違反していると認められるときは、許諾又は変更の許諾を取り消すことができる。この場合において、生じた損害については、使用者がその責めを負うものとする。

- 2 前項の規定による許諾の取消しは、使用許諾取消書(様式第6号)によるものとする。

(使用料)

第9条 イラストの使用料は、無料とする。

(賠償責任等)

第10条 次に掲げる場合に生じた損害については、第8条第1項後段の規定を準用する。

- (1) 課長が許諾又は変更の許諾をしたことに起因し使用者に損害が生じた場合
- (2) 使用者及び第3条各号のいずれにも該当せず、営利を目的としないでイラストを使用する者(以下「使用者等」という。)が使用者等の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合
- (3) 使用者等がイラストの使用に際して県に損害を与えた場合

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、イラストの使用について必要な事項は、課長

が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年3月29日から施行する。

この要領は、令和8年7月17日から施行する。

別記（第1条関係）
図柄ナンバープレート（秋田版）のイラスト

		フルカラー版 (寄付金あり)	モノトーン版 (寄付金なし)
登録自動車	自家用		
	事業用		
軽自動車	自家用		